

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和四年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十一月十一日奈良県指令中土第五五―一一号

令和四年十二月一日奈良県指令中土第五五―一一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年十二月十三日中土第七四―一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市五条野町二〇一九番一及び二〇一九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市五条野町二〇〇一番の二

福岡章年